

| II 政府系金融機関を活用する緊急融資制度 | | | | | | | |
|-----------------------|--|--|---|--|---|---|--|
| 融資種別 | 日本政策金融公庫 | 日本政策金融公庫 | 日本政策金融公庫 | 日本政策金融公庫 | 日本政策金融公庫 | 日本政策金融公庫 | 商工中金 |
| | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ |
| 制度名 | セーフティネット貸付 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | マルチ融資 | 生活衛生改高貸付 | 衛生環境激変対策特別貸付 | 危機対応業務新型コロナウイルス感染症特別貸付 |
| 利用種の種別 | 別枠 | 別枠 | 別枠 | 別枠 | 別枠 | 別枠 | 別枠 |
| 特徴 | ・基準金利（引き下げはない） ・返済要件が無い | ・引き下げ、無利子化が可能 ・5%以上の返済要件あり | ・旅館業、飲食業等、喫茶店などの業種が対象 ・5%以上の返済要件あり ・金利は一律（引き下げ、無利子化が可能） | — | ・旅館業、飲食業等、喫茶店等を含む小規模事業者 ・無担保保証 金利引き下げあり ・通常2000万円に1000万円を枠増 | ・旅館業、飲食業等、喫茶店などの業種が対象 ・1.0%以上の返済要件あり | — |
| 資金使途 | 運転資金 設備資金 | 運転資金 設備資金 | 運転資金 設備資金 | 運転資金 設備資金 | 運転資金 設備資金 | 運転資金 | 運転資金 設備資金 |
| 融資限度額 | ◆中小事業7.2億、国民事業4800万円 ◆設備15年以内、運転8年以内 【金利】基準金利中小事業1.11%、国民事業1.91% 上記金利は条件により変動 | ◆中小事業3億、国民事業6000万円 ◆設備20年以内、運転15年以内 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46% 利下げ限度額▲中小事業1億円、国民事業3000万円 | ◆6000万円（国民事業のみの融資） ◆設備20年以内、運転15年以内 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 4年目以降基準金利▲0.9%→0.46% 利下げ限度額：3000万円 | 運転資金7年以内（うち据置期間3年以内） | ◆3000万円（別枠で1000万円拡充） ◆設備資金 10年以内 運転資金7年 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%→0.46% | ◆1000万円（旅館業は3000万円） ◆運転資金7年以内 | 設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内） 【金利】当初3年間 基準金利▲0.9% 融資限度額3億円 当初3年 1.11%→0.21%、4年目以降基準金利 （利下げの限度額は1億円） |
| 据置期間 | 3年以内 | 5年以内 | 5年以内 | 運転3年以内 設備4年以内 | 設備資金（2年以内）運転資金（1年以内） | 2年以内 | 5年以内 |
| 保証料率 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 |
| 融資対象 | 教員要件はなく、今後影響が見込まれる事業者が対象 | ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 ※個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応 | ①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【金利】基準金利：1.36% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9% | 新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者 別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。 【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年3月10日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ | ①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円 【金利】基準金利：1.21%（一律） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9% | ①最近1ヶ月間の売上高が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。 ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。 【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円） 【金利】基準金利：1.21%（一律） ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利▲0.9% | 新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者 ①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の売上高平均額 |
| 市町村の認定 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 | 不要 |
| 借りやすさ | ★★★★★ | ★★★★★ | ★★★★★ | ★★★ | ★★★★★ | ★★ | ★★ |
| 特記事項 | | 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：中小事業1億円国民事業3000万円 ※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の適用が適用が可能です | 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円 | 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：1億円 | 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円 | 新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営むもの 無利息となる要件 ①個人事業主：要件なし ②小規模事業者：売上高▲15%減少 ③中小企業者（上記①②を除く事業者） ：売上高▲20%減少 【利子補給】 ・期間：借入後当初3年間 ・補給対象上限：3000万円 | 4月中旬より取扱開始 ・日本政策金融公庫と同様の無利息対応あり ・利用可能残高は日本政策投資銀行と合算 ・融資先は中規模以上の企業が中心 |